

江府町森林整備計画（第1回変更）

計画期間

自	令和 7年	4月	1日
至	令和17年	3月	31日

樹立 令和7年3月

変更（第1回） 令和8年3月

鳥 取 県 江 府 町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方針
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び又は予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

II 森林の整備に関する事項

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第2 造林に関する事項

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、水源涵養機能維持推進森林という。）

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林について、維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林という）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落成防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林。

- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、快適環境機能維持増進森林という）

防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林。

該当なし

- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、保健分化機能維持増進森林という）

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体

となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林。

④その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

該当なし

イ 森林施業の方法

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

3 その他必要な事項

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

イ 基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	区分	位置 市町村	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	前半5カ年の 計画箇所	備考
開設	自動車道	林道	武庫	宝仏山 1号	2.3km - 1箇所	686ha	○	森林基幹道

開設	自動車道	林道	俣野	篠谷	1.0km - 1箇所	51ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	久連	大谷	1.0km - 1箇所	144ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	助沢	助沢	1.5km - 1箇所	103ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	俣野	古屋敷	0.7km - 1箇所	142ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	助沢 俣野	助沢 俣野	1.0km - 1箇所	150ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	柿原	柿原	0.7km - 1箇所	90ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	久連	日野川 左岸	9.5km - 1箇所	680ha	⊖	森林管理道
開設	自動車道	林道	貝田 大河原	貝田 大河原	4.0km - 1箇所	270ha		森林管理道
拡張	改良		武庫	宝仏山 1号	1.0km - 1箇所	686ha	○	幹線
拡張	舗装		俣野	木地河原	1.0km - 1箇所	201ha		その他
拡張	改良		俣野	木地河原	20m - 2箇所	201ha	○	その他
拡張	舗装		武庫	半ノ上	2.7km - 1箇所	157ha		その他
拡張	改良		貝田	寺谷	20m - 2箇所	159ha	○	その他
拡張	舗装		貝田	寺谷	0.3km - 1箇所	159ha		その他
拡張	舗装		武庫	ヒキジ 高谷	0.7km - 1箇所	81ha		その他
拡張	改良		武庫	カズチ	0.2km - 1箇所	138ha		その他
拡張	改良		貝田	ハセン 谷	1.0km - 1箇所	127ha		その他
拡張	舗装		江尾 俣野	江尾 俣野	1.9km - 1箇所	115ha		その他
拡張	改良		武庫	ヒキジ 高谷	20m - 1箇所	33ha		その他
拡張	改良		江尾 俣野	江尾 俣野	0.5km - 1箇所	115ha		その他
拡張	改良		杉谷 具田	杉谷 具田	0.5km - 1箇所	220ha		その他

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

(2) 細部路網の整備に関する事項

令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

4 その他必要な事項
令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第8 その他必要な事項
令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

Ⅲ 森林の保護に関する事項
令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項
令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項
令和7年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり